

## 【福祉と税金】37号の販売とその拡散のお願い

2026年10月吉日

不公平な税制をただす会(公平税制を求める会)

共同代表 浦野広明・菅隆徳

不公平な税制をただす会(公平税制を求める会)へのご協力ありがとうございます。日本国憲法の下での税金の使途は、まず福祉社会建設のために使うことになると主張しています。憲法30条に「納税の義務を負う」とありますが、納めて税金が福祉と平和のために使われることを前提にし、本誌「福祉と税金」もそれに沿った編集に努力しているところです。

私たちは所得課税を基本とした累進総合課税の強化による財源試算を行い、「消費税減税」の財源があることを明らかにしています。つまり、消費税減税の財源は負担能力がある国民・企業からまずは拠出していただくことが、国民・企業を守ることとなるはずです。

一方でこの負担能力がある層からは、大きな反発が予想されます。しかし、過去を振り返ったときに、これらの負担能力に応じた税金が減税され続けてきた、減税されている現状から考えると我慢していただきたいところです。近年の物価高騰に苦しむ多くの国民のくらしが守られれば、経済の循環も良くなり、結果として財源を負担した国民・企業へ利益が戻ってくることとなるでしょう。

幅広く会員のみならず、そのご友人、知人の方へご購読をおすすめしております。大変に恐縮ですが、皆様方にぜひとも『福祉とぜいきん』のご周知をお願い申し上げます。なお、政府資料の公表の遅れなどがあり、発刊の時期が遅れましたことをお詫び申し上げます。

□頒布価格：1部 2,000円（送料別）

□注文先：不公平な税制をただす会 〒160-0008東京都新宿区四谷三栄町4-10  
TEL03-3351-7401

□振込先：郵便「不公平な税制をただす会」00100-5-90278

銀行「不公平な税制をただす会」中央労働金庫 霞ヶ関支店 №7506682

（注文はFAXで）03-3358-6926

申込者	住所	申込数
注文書	〒 TEL FAX	冊

以上